（証券コード　3935）
平成29年５月９日

株　主　各　位

東京都千代田区一ツ橋二丁目４番３号
株式会社　エ　デ　ィ　ア
代表取締役社長　原　尾　正　紀

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年５月23日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年５月24日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　東京都千代田区一ツ橋二丁目６番２号
日本教育会館７階　中会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第18期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

４．その他株主総会招集に関する事項

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人とし

て株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき資料のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.edia.co.jp/）に掲載することにより開示しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した計算書類及び事業報告の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.edia.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成28年３月１日
至　平成29年２月28日）

Ⅰ．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社を取り巻く環境におきましては、平成28年３月末の携帯電話契約数におけるスマートフォンの契約数は7,715万件となり、平成30年度には１億件を超えることが予想されており、今後もスマートフォンの契約台数は増加するものと予想されます（株式会社MM総研調べ、平成29年２月現在）。

また、モバイルコンテンツ市場としては、平成27年度は１兆5,632億円（対前年比107％）、中でもスマートフォン市場は１兆4,623億円（対前年比112％）と成長は鈍化しておりますが、スマートフォン市場の内、ゲームが9,628億円（対前年比108％）と非常に大きな割合を占めております（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ、平成28年７月現在）。

一方で、市場には多くのスマートフォンゲームが投入され、競争が激化しており、より品質の高いゲームを投入するために開発費が増加する傾向にあります。

このような事業環境の中、当社ではスマートフォンコンテンツを今後の成長事業と捉えて引き続き注力しております。

当期のゲームサービス事業におきましては、既存の自社タイトル『ヴィーナス†ブレイド』は平成28年８月にはリリースから５周年を迎え、累計会員数80万人を突破いたしました。『麻雀ヴィーナスバトル』は平成28年６月にリリースから３周年を迎えました。両タイトルともリリースから数年経ち、収益は減少傾向にあり当初計画を下回ったものの、人気声優によるボイス付き新キャラクターの追加やサイン色紙プレゼントキャンペーン等、新たなイベントや新機能を追加することで、長期のサービス継続を目指した運用を実施しております。

既存のアライアンスタイトルにつきましては、今後の収益増を見越したマルチプラットフォーム展開のための追加開発費用が先行しているものの、安定した運用を行っております。

新規タイトルにつきましては、平成28年３月に魔法少女をコンセプトにした、マルチプレイ対応のリアルタイムRPG『マギアコネクト』をリリースし、豪華声優陣によるキャラクター音声や著名作家陣が書き下ろしたオリジナルストーリーがご好評をいただきました。平成28年７月には三国志の武将達が少女

となって再来する麻雀バトルゲーム『アドヴェントガール』をリリースし、豪華声優陣によるキャラクター音声や、麻雀初心者も玄人も楽しめる新感覚のスタイルが支持をいただきました。平成28年10月には人気アニメ『蒼の彼方のフォーリズム』のスマートフォンゲーム『蒼の彼方のフォーリズム-ETERNAL SKY-』をリリースし、リリースから一か月で累計100万ダウンロードを突破し、ライブ動画ストリーミングプラットフォーム『SHOWROOM（ショールーム)』にて同ゲームへの出演声優オーディションを行うなど、新たな取り組みを行っております。当期は合計３本のアライアンスタイトルを配信したものの、一部のタイトルで売上が当初計画を大幅に下回り、サービスの終了と共に減損損失を計上いたしました。

ライフサポートサービス事業におきましては、App Store、Google Play向け本格ナビゲーションアプリ『MAPLUS+声優ナビ』は平成28年４月に累計会員数20万人を突破し、新キャラクター『相乗永遠（CV.高森奈津美)』『キャサリン・ニューウェイ（CV.久保ユリカ)』を追加すると共に、『ニコニコ生放送』や『コミックマーケット』への出展等、リアルイベントとのコラボレーションを積極的に行い、メディア露出・知名度向上に注力しております。また、Yahoo!JAPANが提供する『Yahoo!カーナビ』に『きせかえボイス』として、案内時の音声をキャラクター音声に切り替えることのできるサービスに係る技術提供を行うなど、新しい取り組みを行っております。

また、新規情報サービスとして、「大人女性の毎日をハッピーにする」をコンセプトとした、有名鑑定士が多数参加する新感覚の占いポータルサービス『UraPi（ウラピ)』を平成29年２月に提供開始いたしました。

以上の結果、当期の売上高は1,364,288千円（前年同期比8.1％増)、営業利益は54,159千円（前年同期比66.7％減)、経常利益は38,844千円（前年同期比75.3％減)、当期純損失は32,656千円（前年同期は当期純利益158,216千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資は12百万円で、主なものはオフィス増床に伴う内装、設備工事等の費用及び備品購入であります。

(3) 資金調達の状況

当期において、事業拡大に向けた機動的な資金ニーズへの対応を目的として、金融機関より長期借入金300,000千円を調達いたしました。

なお、当社は東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による160,000株の新株発行により239,936千円、オーバーアロットメントによる売出に関連して行った第三者割当増資36,400株により54,585千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 知名度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社知名度を向上させること、また多種多様なコンテンツを展開し、当社のサービスをより多くのユーザーに利用してもらえるように、新規ユーザーを獲得するための施策を積極的に実施することでユーザー数の拡大に努めて参ります。

② 人材の確保と育成

品質の高いサービスを提供し続けるために、当社では優秀な人材を確保するよう努めておりますが、一方で従業員数の増加は人件費を押し上げ、経営を圧迫する要因になります。したがって、事業規模の拡大、成長スピードに合わせた適正な人数で最大の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため教育カリキュラムの充実を推進し、人材を育成する事により、組織体制の強化とサービスのクオリティ向上を目指して参ります。

③ 技術革新への対応

当社が展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社は、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等を行い、新技術の普及状況を捉えた事業展開を推進して参ります。

④　コンテンツの安全性及び健全性強化への対応

インターネット市場の普及に連れて、コンテンツの安全性及び健全性に対する社会的な要請は一層高まりを見せております。当社は、コンテンツサービスを提供する立場から、ユーザーが安心して利用できるように、ウェブサイトの安全性及び健全性を強化していくことが必要であると考えております。

⑤　継続的な事業収益への対応

当社では、多くの同業他社が自社タイトルを中心に収益を構成しているのに対し、経営の安定性と成長性のバランスが重要だと認識をしており、複数のアライアンスタイトルを積み重ねる事で、安定した収益を確保し、タイトルを増やす事で事業の成長も行えると考えており、安定収益を確保した上で、自社タイトルをヒットさせることで、更なる成長を狙って参ります。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	第15期 (平成26年２月期)	第16期 (平成27年２月期)	第17期 (平成28年２月期)	第18期 (当事業年度) (平成29年２月期)
売上高 (千円)	771,111	991,035	1,261,623	1,364,288
経常利益 (千円)	△75,268	9,941	157,482	38,844
当期純利益 (千円)	△110,098	9,749	158,216	△32,656
１株当たり当期純利益 (円)	△75.40	6.67	108.36	△19.78
総資産 (千円)	445,767	515,335	750,013	1,168,569
純資産 (千円)	284,486	294,235	452,452	733,217
１株当たり純資産額 (円)	194.85	201.53	309.89	427.18

(注) １．△印は、損失を示しております。
２．当社は、平成27年10月15日開催の取締役会決議により、平成27年11月12日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。記載内容は調整後の内容を記載しております。
３．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年２月28日現在）
当社の主な事業内容は以下のとおりであります。
・ゲームサービス
ゲームアプリケーションの企画、開発、提供
・ライフサポートサービス
モバイル向け実用サービスコンテンツやアプリケーションの企画、開発、提供

(8) 主要な事業所（平成29年２月28日現在）
本社　　東京都千代田区

(9) 使用人の状況（平成29年２月28日現在）

使用人	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60（10）名	６名増（４名増）	31.6歳	３年11ヶ月

（注）１．使用人は契約社員を含めた就業人員であります。
２．使用人欄の（外書）は、臨時従業員（アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成29年２月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	104,030千円
西武信用金庫	86,150千円
株式会社りそな銀行	61,136千円
株式会社商工組合中央金庫	42,850千円

（11）その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（平成29年２月28日現在）

（1）発行可能株式総数　　5,840,000株

（2）発行済株式の総数　　1,716,400株

（3）当事業年度末の株主数　　1,995名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
原尾　正紀	499,800株	29.12%
株式会社ＳＢＩ証券	89,600株	5.22%
夏目　三法	59,000株	3.44%
日本証券金融株式会社	49,200株	2.87%
田口　政実	43,300株	2.52%
松井証券株式会社	43,300株	2.52%
楽天証券株式会社	42,800株	2.49%
夏目　理江	24,000株	1.40%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	21,064株	1.23%
大和証券株式会社	15,600株	0.91%

（注）持株比率の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

平成28年４月19日、平成28年12月14日、平成29年１月６日及び平成29年１月17日に新株予約権が行使されたことに伴い新株式を60,000株発行し、発行済株式の総数は1,716,400株となりました。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項（平成29年２月28日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	平成24年６月15日 取締役会発行決議	平成27年７月15日 取締役会発行決議
発行日	平成24年６月15日	平成27年７月15日
新株予約権の発行価額	無償	無償
役員の保有状況	395個（２名）	168個（４名）
うち取締役	395個（２名）	156個（３名）
うち社外取締役	－個（－名）	－個（－名）
うち監査役	－個（－名）	12個（１名）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 79,000株 （新株予約権１個当たり200株）	普通株式 33,600株 （新株予約権１個当たり200株）
新株予約権の行使時に払込をすべき金額	１株当たり 315円	１株当たり 500円
新株予約権の行使期間	平成26年５月29日から 平成34年５月28日まで	平成29年７月16日から 平成37年７月15日まで

新株予約権の行使条件

新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合もしくは当社の取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成29年２月28日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	原尾　正紀	
取締役副社長	田口　政実	
取　締　役	賀島　義成	
取　締　役	坂本　　剛	ＱＢキャピタル合同会社　代表社員
常勤監査役	松下　秀司	
監　査　役	藤池　智則	弁護士 堀総合法律事務所　パートナー 株式会社ベネフィット・ワン　社外監査役
監　査　役	河野　幸久	公認会計士・税理士 監査法人フィールズ　代表社員 税理士法人フィールズ　代表社員

（注）１．取締役坂本剛氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役松下秀司、監査役藤池智則及び河野幸久の各氏は社外監査役であります。
３．常勤監査役松下秀司氏は、長年に渡る財務関連部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役藤池智則氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な知見を有するものであります。
５．監査役河野幸久氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、取締役坂本剛氏、常勤監査役松下秀司氏、監査役藤池智則氏、河野幸久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役全員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	55,000千円 (1,800千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,400千円 (11,400千円)
合　計	7名	66,400千円

(注) 1．取締役の報酬限度額は、平成24年5月29日開催の第12回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成24年5月29日開催の第12回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼務先である法人等と当社との関係

1．取締役坂本剛はＱＢキャピタル合同会社の代表社員を兼務しております。
当社はＱＢキャピタル合同会社との間には、特別な関係はありません。

2．監査役藤池智則は堀総合法律事務所のパートナー及び株式会社ベネフィット・ワンの社外監査役を兼務しております。
当社は堀総合法律事務所及び株式会社ベネフィット・ワンとの間には、特別な関係はありません。

3．監査役河野幸久は監査法人フィールズ、税理士法人フィールズの代表社員を兼務しております。
当社は監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズとの間には、特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
坂本　　剛	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には16回中10回出席し、主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
松下　秀司	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には16回全て、監査役会には13回全て出席し、財務関連部門での経験を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
藤池　智則	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には16回全て、監査役会には13回全て出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
河野　幸久	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には16回全て、監査役会には13回全て出席し、主に公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

（注）社外取締役坂本剛氏は、平成28年５月27日に新たに選任され、同日就任しております。同日以降に開催された取締役会は10回となっております。

Ⅴ．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会はこれを株主総会に提出いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年９月15日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議し、平成27年９月15日から施行いたしました。

① 取締役及び他の従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程を取締役及び他の従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部を中心に社内教育研修等を実施する。

内部監査部門は管理部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動はリスク管理委員会、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、管理部門担当取締役並びに監査役に対するホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。

取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ リスク管理規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は管理部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ＩＴを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤　当会社における業務の適正を確保するための体制

当社の事業担当取締役に、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えることとし、管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。

⑥　監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当会社の従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査役との協議により決定する方法による。

⑧　監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報者に不利益が及ばないように公益通報者保護規程を策定するとともに、監査役に対するいかなる報告も、それが不正の意図を有するものでない限り、それにより不利益を受けないように従業員に対して周知徹底する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制
　財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
　社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）において、以下の具体的な取り組みを行っております。

①　職務執行の適正性および効率性の向上
　当事業年度は定例を含め16回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

②　監査役の監査が実効的に行われることの確保
　当事業年度は定例を含め13回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③　当社における業務の適正性の確保

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の内部監査を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企画の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しております。健全な財務体質の維持と、積極的な事業展開に必要な内部留保の充実と、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく方針です。

当面は、収益力の回復を図るとともに、安定した財務体質に裏付けられた経営基盤の強化を図るため、内部留保の充実に重点を置き、配当を実施しないこととさせていただきたく考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、年齢、年数及び比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

平成29年２月28日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,003,601	流動負債	275,177
現金及び預金	791,963	買掛金	52,179
売掛金	176,543	一年内返済予定の長期借入金	133,992
原材料及び貯蔵品	58	未払金	53,899
前払費用	9,758	未払費用	4,929
未収金	211	未払法人税等	3,674
未収還付法人税等	4,347	未払消費税等	5,561
繰延税金資産	20,825	預り金	5,889
その他	18	賞与引当金	7,970
貸倒引当金	△124	情報利用料引当金	7,081
固定資産	164,967	固定負債	160,174
有形固定資産	13,788	長期借入金	160,174
建物	8,591	負債合計	435,351
工具器具備品	5,196	純資産の部	
無形固定資産	114,564	株主資本	733,217
ソフトウェア	77,081	資本金	481,710
ソフトウェア仮勘定	37,483	資本剰余金	471,710
投資その他の資産	36,614	資本準備金	471,710
敷金保証金	25,642	利益剰余金	△220,203
繰延税金資産	10,552	利益準備金	1,500
その他	420	その他利益剰余金	△221,703
		繰越利益剰余金	△221,703
		純資産合計	733,217
資産合計	1,168,569	負債・純資産合計	1,168,569

損益計算書

自　平成28年3月1日
至　平成29年2月28日

(単位：千円)

科目	金額	
Ⅰ. 売上高		1,364,288
Ⅱ. 売上原価		626,237
売上総利益		738,051
Ⅲ. 販売費及び一般管理費		683,891
営業利益		54,159
Ⅳ. 営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	0	
その他	244	270
Ⅴ. 営業外費用		
支払利息	1,643	
株式公開費用	12,865	
その他	1,076	15,585
経常利益		38,844
Ⅵ. 特別損失		
固定資産除却損	166	
減損損失	63,296	63,463
税引前当期純損失		24,618
法人税、住民税及び事業税	2,478	
法人税等調整額	5,558	8,037
当期純損失		32,656

株主資本等変動計算書

自　平成28年3月 1 日
至　平成29年2月28日

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	325,000	315,000	315,000
当期変動額			
新株の発行	147,260	147,260	147,260
新株の発行（新株予約権の行使）	9,450	9,450	9,450
当期純損失	－	－	－
当期変動額合計	156,710	156,710	156,710
当期末残高	481,710	471,710	471,710

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,500	△ 189,047	△ 187,547	452,452	452,452
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	294,521	294,521
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	18,900	18,900
当期純損失	－	△32,656	△32,656	△32,656	△32,656
当期変動額合計	－	△32,656	△32,656	280,765	280,765
当期末残高	1,500	△221,703	△220,203	733,217	733,217

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年４月６日

株式会社エディア
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柏　木　　忠　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　井　　雅　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エディアの平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役の全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役会は、平成28年５月27日に監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を決議し、各監査役から当該決議に基づき実施された監査の状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な経営にかかわる会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている業務の適正性を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会計監査の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討をいたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年４月10日

株式会社エディア　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　松　下　　秀　司　㊞

監　査　役（社外監査役）　藤　池　　智　則　㊞

監　査　役（社外監査役）　河　野　　幸　久　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。当社といたしましては、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

（２）改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、表現の一部修正を行うものであります。なお、定款第31条第２項の本変更案につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	定款変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条 （条文省略）	第１条～第３条 （現行どおり）

現行定款	定款変更案
第４条（機関） 当会社には株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	第４条（機関） 当会社には株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （削除） （２）　監査等委員会 （３）　会計監査人
第５条～第12条 （条文省略）	第５条～第12条 （現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第15条 （条文省略）	第13条～第15条 （現行どおり）
第16条（決議の方法） （条文省略） ２　前項の規定に拘らず、取締役及び監査役の選任の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	第16条（決議の方法） （現行どおり） ２　前項の規定に拘らず、取締役の選任の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
第17条～第19条 （条文省略）	第17条～第19条 （現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第20条（員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。	第20条（員数） 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は４名以内とする。

現行定款	定款変更案
第21条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。	第21条（選任方法） 監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は区分して、株主総会において選任する。
2　（条文省略）	2　（現行どおり）
第22条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
第23条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	第23条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2　（条文省略）	2　（現行どおり）
3　取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3　取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名（いずれも監査等委員である取締役を除く。）を選定することができる。
第24条～第25条 （条文省略）	第24条～第25条 （現行どおり）

現行定款	定款変更案
第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第27条（取締役会の決議方法） （条文省略） 2　前項に拘らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第27条（取締役会の決議方法） （現行どおり） 2　前項に拘らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印、又は電子署名する。	第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印、又は電子署名する。
第29条（取締役会規程） （条文省略）	第29条（取締役会規程） （現行どおり）
第30条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	第30条（報酬等） 監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は区分して、株主総会の決議により定める。

現行定款	定款変更案
第31条（取締役の責任免除） （条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第31条（取締役の責任免除） （現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第32条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は会社法第399条の13第６項の定めにより、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
第32条（員数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
第33条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。	（削除）
第34条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現行定款	定款変更案
第35条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
第36条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（削除）
第37条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
第38条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（削除）
第39条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
第40条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削除）

現行定款	定款変更案
第41条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第33条（招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新設）	第34条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	第35条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

現行定款	定款変更案
（新設）	第36条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新設）	第37条（常勤監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第42条～第43条 （条文省略）	第38条～第39条 （現行どおり）
第44条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。	第40条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。
第45条（会計監査人の責任免除） （条文省略）	第41条（会計監査人の責任免除） （現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第46条～第49条 （条文省略）	第42条～第45条 （現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（４名）は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	原尾正紀（はらおまさのり） (昭和43年３月３日生)	平成２年４月　日産自動車株式会社入社 平成11年４月　当社設立代表取締役就任（現任）	499,800株
	取締役候補者とした理由 同氏は、当社の創業者として、企業理念の創設や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	賀島義成（かしまよしなり） (昭和55年７月24日生)	平成14年４月　ニイウス コー株式会社入社 平成18年８月　株式会社クリアストーン入社 平成19年４月　当社入社経理部長就任 平成23年３月　当社管理部長就任 平成23年５月　当社取締役就任（現任）	14,000株
	取締役候補者とした理由 同氏は、当社の取締役として、管理部門全般及びゲームサービス事業全般における豊富な実績・見識を有し、現在も経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		
3	坂本剛（さかもとつよし） (昭和41年11月14日生)	平成元年４月　株式会社リコー入社 平成16年１月　国立大学法人九州大学知的財産本部客員助教授就任 平成22年４月　株式会社産学連携機構九州代表取締役就任 平成27年４月　ＱＢキャピタル合同会社代表社員就任（現任） 平成28年５月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職） ＱＢキャピタル合同会社　代表社員	－
	社外取締役候補者とした理由 同氏は、大学の産学連携組織や技術移転機関のマネジメントなど多彩な見識と、長年培われた企業経営の経験に基づき、幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレートガバナンスの強化に向けてご尽力いただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。		

（注）１．上記各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2．坂本剛氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は、坂本剛氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低限度額としております。坂本剛氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4．坂本剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	松下秀司 (昭和20年２月10日生)	昭和42年４月　ゼネラル石油株式会社（現：ＪＸＴＧホールディングス株式会社）入社 平成11年６月　株式会社テレウェイブ入社 執行役員管理本部長就任 平成14年５月　当社常勤監査役就任（現任）	2,000株
	社外取締役候補者とした理由 同氏は、上場会社で長年培われた財務会計の豊富な経験・知見等を有しており、かつ、これまでの当社監査役として監査経験を通じ、当社の事業に関する知識、知見を有していることから、当社の経営及び監査体制を強化していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。		
2	藤池智則 (昭和42年９月18日生)	平成９年10月　司法試験合格 平成12年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 堀裕法律事務所（現　堀総合法律事務所）入所 平成17年10月　英国・アシャースト法律事務所入所 平成18年２月　堀裕法律事務所（現　堀総合法律事務所）復職 平成24年５月　当社監査役就任（現任） （重要な兼職） 堀総合法律事務所　パートナー 株式会社ベネフィット・ワン　社外監査役	－
	社外取締役候補者とした理由 同氏は、弁護士として長年培われた豊富な法律知識･経験等を有しており、また、当社監査役としての監査経験を有しております。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、これまでも弁護士としての見地から、特に内部統制及びコンプライアンスの面で的確な助言をいただいており、これらの経験・能力等を当社の経営及び監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。		

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	河野幸久（こうのゆきひさ） (昭和43年３月７日生)	平成６年10月　監査法人トーマツ入社 平成16年10月　フィールズ共同公認会計士事務所（現監査法人フィールズ）設立 代表就任（現　代表社員） 平成17年12月　税理士法人フィールズ設立 代表社員就任（現任） 平成24年５月　当社監査役就任（現任） （重要な兼職） 監査法人フィールズ　代表社員 税理士法人フィールズ　代表社員	－
	社外取締役候補者とした理由 同氏は、税務会計業務に関する専門的な知識と公認会計士及び税理士としての豊富な経験を有しており、また、当社監査役としての監査経験を有しております。これまでも、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督、業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切に提言をしていただいており、これらの経験・能力等を当社の経営及び監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。		

(注) １．上記各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
２．上記候補者松下秀司氏、藤池智則氏及び河野幸久氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は松下秀司氏、藤池智則氏及び河野幸久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
３．当社は上記各候補者との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。また、松下秀司氏、藤池智則氏及び河野幸久氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年５月29日開催の第12回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、現在と同額の年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が

発生することを条件として発生するものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

■会場ご案内図

会場：東京都千代田区一ツ橋二丁目６番２号
日本教育会館７階　中会議室
TEL：03-3230-2833



交通　・東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線　「神保町駅」
Ａ１出口　徒歩約３分
Ａ８出口　徒歩約３分
・東京メトロ東西線　「竹橋駅」　１ｂ出口　徒歩約５分

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。